

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和5年1月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険制度は、国民皆保険の中核として、健康保険、各種共済組合等の被用者保険の被保険者以外の国民の適切な医療の確保を図り、国民保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的として創設された医療保険制度である。</p> <p>郡山市は、国民健康保険法等関係法令及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【国民健康保険業務】</p> <p>①被保険者の資格異動（出生、転入、死亡、転出等）情報の管理 ②被保険者の所得等異動情報の管理 ③被保険者の医療費負担区分の異動情報の管理 ④賦課決定通知 ⑤税額・一部負担金減免申請書の受理・決定 ⑥特別徴収の開始・中止の依頼情報の管理 ⑦簡易申告、基準収入額申請、送付先変更届等の受理及び情報管理 ⑧被保険者証等の交付、納付書等の送付 ⑨診療報酬明細書等給付に関する情報の管理 ⑩高額療養費等各種給付関係申請等の受理・決定・情報管理 ⑪オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p>
③システムの名称	国民健康保険システム（市町村事務処理標準システム）、国民年金システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項及び同法別表第一の30項（国民健康保険） <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・個人情報の保護に関する法律第23条 ・地方税法第20条の11 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同法別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 項目番号 1～5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、106、109、110、120 （別表第二における情報照会の根拠） 項目番号 17、27、42～45、62、82、121 （オンライン資格確認の準備業務） ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口 政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 電話024-924-3511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 市民部国民健康保険課(国保税係) 電話024-924-2141

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I-5. -②所属長	国民健康保険課長 山内 政人	国民健康保険課長	事後	人事異動のため
令和1年6月27日	I-7 請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口:政策開発部ソーシャルメディア推進課(市政情報センター) 電話024-924-3511	変更後:〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口:政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 電話024-924-3511	事後	組織改編のため
令和1年6月27日	IV リスク対策	—	IVリスク対策 1～9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	II-1 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成31年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月27日	II-2 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成31年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和2年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	郡山市は、国民健康保険法等関係法令及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【国民健康保険業務】 ①被保険者の資格異動(出生、転入、死亡、転出等)情報の管理 ②被保険者の所得等異動情報の管理 ③被保険者の医療費負担区分の異動情報の管理 ④賦課決定通知 ⑤税額・一部負担金減免申請書の受理・決定 ⑥特別徴収の開始・中止の依頼情報の管理 ⑦簡易申告、基準収入額申請、送付先変更届等の受理及び情報管理 ⑧被保険者証等の交付、納付書等の送付 ⑨診療報酬明細書等給付に関する情報の管理 ⑩高額療養費等各種給付関係申請等の受理・決定・情報管理	郡山市は、国民健康保険法等関係法令及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【国民健康保険業務】 ①被保険者の資格異動(出生、転入、死亡、転出等)情報の管理 ②被保険者の所得等異動情報の管理 ③被保険者の医療費負担区分の異動情報の管理 ④賦課決定通知 ⑤税額・一部負担金減免申請書の受理・決定 ⑥特別徴収の開始・中止の依頼情報の管理 ⑦簡易申告、基準収入額申請、送付先変更届等の受理及び情報管理 ⑧被保険者証等の交付、納付書等の送付 ⑨診療報酬明細書等給付に関する情報の管理 ⑩高額療養費等各種給付関係申請等の受理・決定・情報管理 ⑪オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事前	
令和2年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国保年金システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国保年金システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び同法別表第一の30項 (国民健康保険)	番号法第9条第1項及び同法別表第一の30項 (国民健康保険) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務 を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事前	
令和2年7月1日	I 関連情報4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携②法令上の根拠	・個人情報の保護に関する法律第23条 ・地方税法第20条の11 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 項目番号 1～5、9、12、15、17、22、26、27、 30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、 88、93、106、109、110、120 (別表第二における情報照会の根拠) 項目番号 17、27、42～45、62、82	・個人情報の保護に関する法律第23条 ・地方税法第20条の11 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 項目番号 1～5、9、12、15、17、22、26、27、 30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、 88、93、106、109、110、120 (別表第二における情報照会の根拠) 項目番号 17、27、42～45、62、82 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情 報連携のためではなくオンライン資格確認の準 備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事前	
令和2年7月1日	II しきい値判断項目1. 対 象人数いつ時点の計数か	平成31年5月16日 時点	令和2年6月1日 時点	事前	
令和2年7月1日	II しきい値判断項目2. 取 扱者数いつ時点の計数か	平成31年5月16日 時点	令和2年6月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律第23条 ・地方税法第20条の11 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 項目番号 1～5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、106、109、110、120 (別表第二における情報照会の根拠) 項目番号 17、27、42～45、62、82 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律第23条 ・地方税法第20条の11 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 項目番号 1～5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、106、109、110、120 (別表第二における情報照会の根拠) 項目番号 17、27、42～45、62、82 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	
令和4年6月1日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国保年金システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	国保年金システム、国民健康保険システム(市町村事務処理標準システム)、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和4年6月1日	II しきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	令和3年8月10日 時点	令和4年6月1日 時点	事前	
令和4年6月1日	II しきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和3年8月10日 時点	令和4年6月1日 時点	事前	
令和5年1月1日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国保年金システム、国民健康保険システム(市町村事務処理標準システム)、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム(市町村事務処理標準システム)、国民年金システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律第23条 ・地方税法第20条の11 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 項目番号 1～5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、106、109、110、120 (別表第二における情報照会の根拠) 項目番号 17、27、42～45、62、82 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律第23条 ・地方税法第20条の11 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 項目番号 1～5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、106、109、110、120 (別表第二における情報照会の根拠) 項目番号 17、27、42～45、62、82、121 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	
令和5年1月1日	II しきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	
令和5年1月1日	II しきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	